

寄居町と明治安田生命保険相互会社との包括連携協定書

してこれを定めるものとする。

寄居町(以下「甲」という。)と明治安田生命保険相互会社(以下「乙」という。)とは、地域の活性化及び町民サービスの向上を図るため、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が緊密な相互連携と協働による活動を推進し、地域のニーズに迅速かつ適切に対応し、地域の活性化及び町民サービスの向上を図ることを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲及び乙は、次の事項に関する連携事項に取り組むものとする。

- (1) 健康づくり・高齢者福祉に関すること。
- (2) 結婚・出産・子育てに関すること。
- (3) 産業・観光振興に関すること。
- (4) その他、地域の活性化及び町民サービスの向上に関するこ。

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、連携事項の詳細については、甲乙合意の上、決定する。

3 乙は、連携事項の一部を、甲との協議のうえ、乙の関係会社に実施させることができる。その場合、各当事者の責任範囲その他の必要な事項については、別途書面により定めるものとする。

(協定内容の変更及び解除)

第3条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲と乙が協議のうえ、本協定を変更し、又は解除することができるものとする。

(有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する30日前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間、本協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の30日前までに書面をもって相手方に通知することにより本協定を解約することができるものとする。

(守秘義務)

第5条 甲及び乙は、本協定に関して知り得た情報は漏らしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、甲又は乙以外の者に対し、本協定に関して知り得た情報を提供することができる。

2 前項の規定は、本協定が終了した後も存続するものとする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議

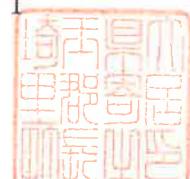
本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれが記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年1月28日

甲：埼玉県大里郡寄居町大字寄居1180-1

寄居町

寄居町長 花輪利一郎



乙：埼玉県熊谷市本町2-93 明治安田生命熊谷ビル
明治安田生命保険相互会社 熊谷支社
熊谷支社長

大山晋太

